	- 11347 J	- 「顧各本位の美務連名に展 原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
		【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業 倫理を保持し、顧客に対して誠実・ 公正に業務を行い、顧客の最善の利 益を図るべきである。金融事業者 は、こうした業務運営が企業文化と して定着するよう努めるべきであ る。	実施	1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (1)高度の専門性と組織倫理の保持 (2)組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有 2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に 考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施	<ul><li>・ 新規契約件数</li><li>・ 保有契約件数</li><li>・ 新規契約後「プラス1」の取組み状況</li><li>・ アフターフォローの取組 アンケート結果</li></ul>
	1			3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (2)商品内容以外の周辺情報の提供 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズに沿った適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	<ul> <li>・損害険契約の継続率</li> <li>・加入者満足度調査・加入者向けアンケート結果</li> <li>・ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数</li> <li>・実務・商品・マナー研修等の実施回数</li> <li>・コンプライアンス研修の実施回数</li> <li>・自主点検・内部監査・外部監査の実施回数とそれに基づく改善件数</li> </ul>
房則 2	<i>,</i>	金融事業者は、顧客との取引に際 し、顧客本位の良質なサービスを提 供し、顧客の最善の利益を 図ること により、自らの安定した顧客基盤と 収益の確保につなげていくことを目 指すべきである。	実施	1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (1)高度の専門性と組織倫理の保持 (2)組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有  2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施 (2)適切な「意向把握」と「意向確認」 (3)利益相反の可能性の正確な把握 (4)利益相反の管理のための対応方針  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (2)商品内容以外の周辺情報の提供 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズにかった適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	・新規契約後「プラス1」の取組み状況 ・ アフターフォローの取組 アンケート結果 ・ 生命保険契約の早期消滅・失効件数 ・ 損害保険契約の継続率 ・ 声の件数 ・ 声に基づく改善件数 ・ 加入者満足度調査・加入者向けアンケート結果 ・ 相談会等の開催件数 ・ 保障相談の実施件数 ・ ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数 ・ 実務・商品・マナー研修等の実施回数 ・ コンプライアンス研修の実施回数 ・ 自主点検・内部監査・外部監査の実施回数とそれに基づく改善件数
		【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に 把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理 すべきである。金融事業者は、その ための具体的な対応方針をあらかじ め策定すべきである。	実施	2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (3)利益相反の可能性の正確な把握 (4)利益相反の管理のための対応方針  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズに沿った適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	・団体保険解約理由の内訳と対応について ・声の件数 ・声に基づく改善件数 ・ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数 ・実務・商品・マナー研修等の実施回数 ・コンプライアンス研修の実施回数 ・自主点検・内部監査・外部監査の実施回数とそれに基づく改善件数
原則3	注注	金融事業者は、利益相反の可能性を 判断するに当たって、例えば、以響 の事情が取引又は業務に及ぼす影響 についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業 者が、の販売に携わる金融事業 者が、のが表別の表別を受ける。 ・金融商品の販売に携わる金融事業 を受ける。 ・金融商品の販売に携わる金融事業 が、の提供受けた商品を販売・ 者がいらすする。 ・金融商品の販売に携わる金融事の ・金融商品の販売に携わる金融事の ・金融商品の販売に携わる金融事の ・金融商品の販売に携わる金融事の ・金融商品の販売に携わる金融事の ・金融商品の販売に携わる金融事の ・金融商品の販売に携わる金融事の でしたでした。 ・一章がいいのではから ではグループしており、人 学 での運用ので、 ではがいる。 ・一章ではグループにある。 ・一章ではグループにおり、 会当 該連用が取引関係等を有する企業を 選ぶ場合	実施	<ol> <li>組合員(お客様)の最善の利益を追求します。</li> <li>(2)組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有</li> <li>生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。</li> <li>(3)利益相反の可能性の正確な把握(4)利益相反の管理のための対応方針</li> <li>組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。</li> <li>(2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施</li> </ol>	・団体保険解約理由の内訳と対応について ・声の件数 ・声に基づく改善件数 ・ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数 ・実務・商品・マナー研修等の実施回数 ・コンプライアンス研修の実施回数 ・自主点検・内部監査・外部監査の実施回数とそれに基づく改善件数
原則4	j	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (5)事故防止等のための内部統制の仕組みの構築・運用 3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。	<ul> <li>・ 手数料関連で寄せられる「わかりにくい」等の意見や相談件数</li> <li>・ 手数料関連の声に対する改善対応件数</li> <li>・ 加入者向けアンケートで「手数料に納得・理解した」比率(90%以上)</li> <li>・ 手数料説明とロールプレイ研修実施回数</li> </ul>

		原則	実施・ 不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
		【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対 称性があることを踏まえ、上記原則 4に示された事項のほか、金融商 品・サービスの販売・推奨等に係る 重要な情報を顧客が理解できるよう 分かりやすく提供すべきである。	実施	1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (2)組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有  2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施 (5)事故防止等のための内部統制の仕組みの構築・運用  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (2)商品内容以外の周辺情報の提供 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズに沿った適切な提案  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	・新規契約件数 ・ 保有契約件数 ・ 新規契約後「プラス1」の取組み状況 ・ アフターフォローの取組 アンケート結果 ・ 声の件数 ・ 声に基づく改善件数 ・ 加入者満足度調査・加入者向けアンケート結果 ・ 相談会等の開催件数 ・ 保障相談の実施件数 ・ ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数 ・ 実務・商品・マナー研修等の実施回数
		重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う益金融商品・サービスの基本のリターと対して販売・が要素を行う益の関係を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	実施	1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (2)組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有  2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施 (2)適切な「意向把握」と「意向確認」  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (2)商品内容以外の周辺情報の提供 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズに沿った適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	アフターフォローの取組 アンケート結果     声の件数     加入者満足度調査・加入者向けアンケート結果     相談会等の開催件数     保障相談の実施件数     ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数     実務・商品・マナー研修等の実施回数
	注 2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである※(注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、複数の金融商品・サービスをパッケージと して販売・推奨することはしていません	(非該当となる理由) 当生協は、複数の金融商品・サービスをパッケージ として販売・推奨することはしていません
	注3	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (1)高度の専門性と組織倫理の保持 (2)組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有  2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施 (2)適切な「意向把握」と「意向確認」  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (2)商品内容以外の周辺情報の提供 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズに治った適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	・アフターフォローの取組 アンケート結果 ・ 声の件数 ・ 加入者満足度調査・加入者向けアンケート結果 ・ 相談会等の開催件数 ・ 保障相談の実施件数 ・ ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数 ・ 実務・商品・マナー研修等の実施回数
	4	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。推奨等を行う場合には簡潔な情報とはリスクの低い商潔な情報とはリスクの高には簡潔な情報という場合には簡潔な情報という場合には問題を表したがののにはいかのでは、地較のではいかのでは、リスクと自然を開いたがいる。との関係などは、はないのでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	実施	1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (1)高度の専門性と組織倫理の保持 (2)組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有  2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施 (2)適切な「意向把握」と「意向確認」  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (2)商品内容以外の周辺情報の提供 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズに沿った適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	・アフターフォローの取組 アンケート結果 ・ 声の件数 ・ 声に基づく改善件数 ・ 加入者満足度調査・加入者向けアンケート結果 ・ 相談会等の開催件数 ・ 保障相談の実施件数 ・ ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数 ・ 実務・商品・マナー研修等の実施回数 ・ コンプライアンス研修の実施回数

		原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
房則5	」一	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	<ol> <li>組合員(お客様)の最善の利益を追求します。         <ol> <li>高度の専門性と組織倫理の保持</li> <li>組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有</li> </ol> </li> <li>生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。         <ol> <li>適切な「商品比較推奨販売」の実施</li> <li>適切な「意向把握」と「意向確認」</li> </ol> </li> <li>組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。         <ol> <li>複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明</li> <li>高齢者や障がい者への配慮</li> </ol> </li> <li>組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。         <ol> <li>組合員(お客様)ニーズに沿った適切な提案</li> <li>アフターフォローの取組みをすすめます。</li> </ol> </li> <li>組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。         <ol> <li>教育・研修計画の策定等</li> <li>組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施</li> </ol> </li> </ol>	・アフターフォローの取組 アンケート結果 ・声の件数 ・声に基づく改善件数 ・加入者満足度調査・加入者向けアンケート結果 ・相談会等の開催件数 ・保障相談の実施件数 ・実務・商品・マナー研修等の実施回数 ・コンプライアンス研修の実施回数
		【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (2)適切な「意向把握」と「意向確認」  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (2)商品内容以外の周辺情報の提供 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズに沿った適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等	・新規契約件数 ・保有契約件数 ・生命保険契約の早期消滅・失効件数 ・アフターフォローの取組 アンケート結果 ・団体保険 解約理由の内訳と対応について ・声の件数 ・声に基づく改善件数 ・加入者満足度調査・加入者向けアンケート結果 ・保障相談の実施件数 ・ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数 ・実務・商品・マナー研修等の実施回数 ・コンプライアンス研修の実施回数
原貝合	J	金融市・サービ点に 金融商品・サーク点 金融商品・サーク 会融商品・サーク 会融 を できる。 ・ ・ でを できる。 ・ でを 投き できる。 ・ できる。 ・ できる。 ・ できる。 ・ できる。 の できる。 の できるできる。 ・ できる。 できる。 の できる。 の できる。 の で で で を で で を で で を で で を で で を で で を で で で で を で で で で を で で で を で で で で を で で で で を で で を で で で で で を で で で で で で で で を で	一実施	(一部実施となる理由)当生協は、現在のところ、変額保険、外貨建て保険等の市場リスクを有する保険商品の新規募集はしていません  1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (1)高度の専門性と組織倫理の保持 (2)組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有  2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施 (2)適切な「意向把握」と「意向確認」  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (2)商品内容以外の周辺情報の提供  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズにおった適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	・生命保険契約の早期消滅・失効件数 ・アフターフォローの取組 アンケート結果 ・団体保険 解約理由の内訳と対応について ・声の件数 ・声に基づく改善件数 ・加入者満足度調査・加入者向けアンケート結果 ・相談会等の開催件数 ・保障相談の実施件数 ・ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数 ・実務・商品・マナー研修等の実施回数 ・コンプライアンス研修の実施回数
	注 2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、複数の金融商品・サービスをパッケージと して販売・推奨することはしていません	(非該当となる理由)当生協は、複数の金融商品・サービスをパッケージ として販売・推奨することはしていません
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません

		原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	主 4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	一部	(一部実施となる理由)当生協は、現在のところ、変額保険、外貨建て保険等の市場リスクを有する保険商品の新規募集はしていません  1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (1)高度の専門性と組織倫理の保持  2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施 (2)適切な「意向把握」と「意向確認」  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズに治った適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	<ul> <li>・アフターフォローの取組 アンケート結果</li> <li>・損害保険契約の継続率</li> <li>・声の件数</li> <li>・声に基づく改善件数</li> <li>・保障相談の実施件数</li> <li>・ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数</li> <li>・実務・商品・マナー研修等の実施回数</li> <li>・コンプライアンス研修の実施回数</li> <li>・自主点検・内部監査・外部監査の実施回数とそれに基づく改善件数</li> </ul>
原則6	主 5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (1)高度の専門性と組織倫理の保持  2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施 (2)適切な「意向把握」と「意向確認」  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (2)商品内容以外の周辺情報の提供 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズに沿った適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	<ul> <li>・アフターフォローの取組 アンケート結果</li> <li>・声の件数</li> <li>・声に基づく改善件数</li> <li>・加入者満足度調査・加入者向けアンケート結果</li> <li>・相談会等の開催件数</li> <li>・保障相談の実施件数</li> <li>・ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数</li> <li>・実務・商品・マナー研修等の実施回数</li> <li>・コンプライアンス研修の実施回数</li> </ul>
iii e	主6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧をの反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
	主 7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
原則了		【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (1)高度の専門性と組織倫理の保持 (2)組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有  2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に 考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施 (2)適切な「意向把握」と「意向確認」 (3)利益相反の可能性の正確な把握 (4)利益相反の可能性の正確な把握 (4)利益相反の管理のための対応方針 (5)事故防止等のための内部統制の仕組みの構築・運用  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (2)商品内容以外の周辺情報の提供 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	・新規契約件数 ・保有契約件数 ・声の件数 ・声に基づく改善件数 ・ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数 ・実務・商品・マナー研修等の実施回数 ・コンプライアンス研修の実施回数 ・自主点検・内部監査・外部監査の実施回数とそれに基づく改善件数

		原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原貝一	」 注	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	1. 組合員(お客様)の最善の利益を追求します。 (1)高度の専門性と組織倫理の保持 (2)組合員(お客様)の最善の利益の実現状況の確認と共有  2. 生協や保険会社等の利益ではなく、組合員(お客様)の利益を第一に考えます。 (1)適切な「商品比較推奨販売」の実施 (3)利益相反の可能性の正確な把握  3. 組合員(お客様)に適切でわかりやすい情報提供をします。 (1)複数の商品情報を提供、商品内容や契約内容のわかりやすい説明 (3)高齢者や障がい者への配慮  4. 組合員(お客様)のニーズにあった商品の取扱いをします。 (1)組合員(お客様)ニーズに沿った適切な提案 (2)アフターフォローの取組みをすすめます。  5. 組合員(お客様)本位の業務をすすめる態勢を整備します。 (1)教育・研修計画の策定等 (2)組合員(お客様)の最善の利益を追求するための評価制度の実施	・声の件数 ・声に基づく改善件数 ・ファイナンシャルプランナー(FP)資格などの専門資格の保有者数 ・実務・商品・マナー研修等の実施回数 ・コンプライアンス研修の実施回数 ・自主点検・内部監査・外部監査の実施回数とそれに基づく改善件数
	Č ₹	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
		【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提管理の各プロセスにおける品の場所をでするともに、体制を整備すべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
<b>补子原具</b> 。	<b>記</b>	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成に携わる金融事業名金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実対性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の本と整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	(非該当となる理由) 当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
		金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCA サイクルを確立すべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
	Ē ₹ IJ	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者 は、顧客の真のニーズを想定した。 で、組成する金融商品がそのであるかを勘合いである。 に最も合致するものであるかを勘品したの 行るの持続可能性や金さである。 また品の管理性等を検証するである。 また品の複雑さやリスク等のの 高品の特性等する観点のいる。 また品の特性等はである。 また品の特性等はである。 また品の特性等はである。 また品の特性等はである。 また品がなりて、から 最高の利して適切の想定顧客に 対象と、金融商いて対な想定顧客に 対象と、金融商いて対な想定 を表する。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません

	原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則3	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、を持定を特定を特定である。というでは、での金融の指数である。というである。では、では、では、の金融の特性等に応知というでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定のの地でのでは、金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業把握のの調査等に取り組むべきである。対性を高める金融事業者との間で取りる金融事業者との間で取決がある金融事業者との間で取決がある金融事業者との間で取決がある金融事業者との間で取決がある金融事業者との間で取決がある金融事業者との間で取決がある金融事業者との間で取決がある金融事業者との間に取決がある金融事業者との対象を行うべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
補充原則4		【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者 は、金融商品の組成に携わる金融事業者 に、金融商品の組成時に想定して に商品性が確保されているかを総続 的に検証し、できるとしてを 会めたり見直しにでするととしてと 高品はプログクトガバッ要に を含めたの見直しした。 一である。 また、製販全体として顧客の最善の 利益を実現するため、金融高品の最高の 表により、 東宮のとのでは を実現するを をとして一種を を を を を を の を の の の の の の の の の の の の	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
4		金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、商品性の検証に当たって関切なり、コスク・リターンスが適切ない。当該金融商品によりでリスク・リターンを継続的にはかさである。当該金融商品によりとようとしている付はは、金融のできない場合にはのできない場合には、の併らにはの金融を引きを行うとともに、プロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じてある。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
補充原則4	注2	金融商品の複雑さやリス、商品の指数では、高の特性等には、の検証に携わる金融をの検証に関するの検証に関する。 の検証に対する。情報を表すであり、のは、るのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません

	原則		取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
補充原則5	注 は、運用を行う者の判断が重要となる。 る金融商品については、当該会配事	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成に携わる金融事業者についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません	(非該当となる理由)当生協は、金融商品の組成に携わっていません